

長野市農業委員会第 27 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 30 日 (水)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 42 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男	11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏	15 番 柰津 光博
16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季	19 番 曾根 信一
20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章	22 番 宮崎 治夫
23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆	25 番 和田 修
- 4 欠席委員
18 番 高木喜久夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹兼事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 駒村貴久美 係 長 酒井 雅宏
主 査 江守 健二 職 員 浅川 清和
長野県農地中間管理機構
参 事 町田 春夫
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 255 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
議案第 256 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 257 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 258 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 259 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づ
く「農用地利用集積等促進計画」の要請について
議案第 260 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 261 号 非農地決定について
報告第 81 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 82 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 83 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
報告第 84 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 262 号 令和 6 年度農業委員会事業報告について
議案第 263 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について
議案第 264 号 農地利用最適化施策に関する意見書の作成について

議案第 265 号 令和 7 年度管外視察研修について

曾根会長代理 ただ今から第 27 回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員は在任委員 25 名中 24 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、議席番号 18 番 高木喜久夫委員から、若干遅れるとの連絡が入っています。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 改めて、今日の総会出席ご苦労さまでございます。今日は総会、その後合同研修会ということでスケジュールがびっしり入っておりますけれども、1 年で一番大事な研修ですので気合を込めて臨みたいと思っております。

4 月 26 日の朝、だいぶ気温が下がりました。私の家も標高 500 メートルほどにあるのですが、周りがだいぶ白くなりました。ただ幸いに、リンゴ等の花がまだ開花になっていなかったのが助かりましたけども、皆さんのところはいかがでしょうか。特に果樹もそうですし、野菜ですね。アスパラだとか植えた野菜がちょっと心配なんですけど。ちょっと県の方から話を聞くと、松本と塩尻の標高の高いところは、リンゴも含めて心配だというお話を聞いております。連休明けまでは、緊張の朝を迎えなければいけないのかなというふうに思っております。

今回の調査会でも事務局から報告がございました。令和 6 年度の農業委員会の事業報告のまとめをさせていただきました。その中で、やっぱり一番大きい昨年度の活動というのが地域計画の作成で、この 4 月に入って公示がされまして、長野市のホームページを見ますと、33 地区のそれぞれ皆さん方が作り上げた地域計画のいわゆる目標地図、それから具体的なマップですね。これらも全部載せてあります。長野市民の皆さん方、それぞれの見方でこの計画を見ていると思います。前々からもお願いをしておりますけれども、これを作るのが目的じゃない。これからいろいろな魂を入れて、それぞれ自分の地域の今後 10 年への目標の一つの羅針盤にしていただければ、ということで作ったわけです。

私ども若穂もですね、とりあえず今のところ 5 月 23 日かな、若穂地区の中心経営体、新規就農者を全部集めて、今回の地域計画の必要性和、それからそれに関連しての農地の貸借の方法、農地の移動についての方法について、変わったことも含めて説明会をやろうかなというふうに思っております。

この「つぶやき」にも書きましたけれども、この地域計画というのは、やっぱり作った我々が、まず今年中に魂を入れて、来年の改選された新しい農業委員に渡さなければ、来年の方に「先代

が作ったからあなた方もやってね」って言っても、なかなか継続できないと思います。そういった意味で、ちょっと大変ですけど、この1年、もう一回思い起こしていただきながら、気合を入れて、魂を入れて、何らかの形で前に進むように、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。研修会の時もこの辺については、推進委員の皆さんにもお願いをするつもりですので、よろしくお願いします。

それからもう1つは、過日、長野農業委員会協議会がございまして、そこで支援センターからお話があったのが、農機具災害事故が最近非常に多いと。新聞なんかの報道によりますと、一番危険だと言われる土建業者の業界の労働災害よりも、農家の方はそれよりも3倍高いというようなお話を聞いていますし、記事で読んだところでございます。それだけですね、やっぱり農家の作業というのは、普段から危険性が非常に潜んでいるということだと思います。例えば、SSに乗る場合もそうですし、それから草刈機に乗る場合もそうですけども、本当にヘルメットをちゃんと着用してやっているかどうか、そういう基本的なことから始まって、改めてやっぱり徹底しなきゃいけないなというふうに思っています。体に障害を作ったり、ましてや命に影響するようなことがあったら、すべての営農がダメになってしまう。自分だけじゃなくて、一緒にやっていた家族の方も路頭に迷うということがございますので、機械を使うごとに、もう一度、農作業における特に機械の扱い方について足元を見直してみる必要があるかなと、痛切に感じました。

また、詳細が分かれば、個別の内容を事例報告で「こんな原因でこんな事故が起きたよ」というのを、何らかの形で情報を提供できればいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

今日は、盛りだくさんの内容がありますけども、どうか忌憚ないご意見をいただきながらも、効率よく審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上、今日よろしくお願いいたします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、大島局長より挨拶及び報告をお願いします。

大島事務局長

皆さん、改めましてこんにち。この4月に農業委員会に参りました事務局長の大島と申します。よろしくお願いいたします。私も年齢的にあと1年、事務局長として皆さんとご一緒させていただきませんが、最後の1年が農業委員の皆さんと一緒にできることが、大変光栄に感じておりますし、逆にまた頑張らなきゃいけないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほかに、昇任を含め4名が新規職員として参っておりますので、それは研修会の際にまたご挨拶させていただきます。よろしくお願いします。

先ほど、会長からもありましたように、本日は年度始めということで、大変多くの議題と、またその後に研修会がありますので、どうかよろしくお願いします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、改めて皆様にご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきますので、ご容赦いただきたいと思います。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号7番 長谷部孝委員、議席番号8番 小池知永委員、ご両名をお願いいたします。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとされております。本日の議事案件に関しまして、当事者又は関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。従来ですと、事務局の方から提案があるんですけど、今回はございません。ですから、皆様方に改めてご確認いただき、該当がなければ「なし」ということで確認いたします。よろしいですか？

【該当なし】

議 長 それでは、該当者なしということで次に進みます。次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願いします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆様に事前にお届けしご持参いただいております資料につきましては、別紙「総会資料一覧（確認用）」のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正につきましては、本冊「農地法議案」にありました。別紙「第27回総会農地法等議案訂正票（総会用）」をご覧ください。訂正は2点ございます。1点目は、本冊の1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可の取り消しをご覧ください。一番右の理由の1行目でございます。

す。「譲受人」を「譲渡人」へ訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目は本冊の13ページになります。農地法第5条の7番の議案ですが、削除をお願いします。借人の都合により申請の取り下げがありましたので、削除をお願いするものでございます。

議案の訂正につきましては、以上でございます。

議長 それでは議事に入ります。農地法等に関わる議案について審議を行います。議案第255号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐 議案第255号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについてご説明申し上げます。本冊の1ページをご覧ください。番号1番の1件です。本件は、令和7年2月28日開催の第25回総会において、農地法第3条の規定による許可申請で、所有権移転として許可と決定をした案件です。

取消しの理由につきましては、枠の一番右の理由欄に記載のとおり、許可後に譲渡人の住所の相違が判明したためです。ここで問題となりますのは、なぜ事務局で住所の相違に気付けなかったという点です。事務局では申請書の記載住所の確認を、申請書に添付された登記簿の住所で確認します。この時は、申請書と登記簿の住所に相違がないことを確認して受理しております。間違いがあったのは、譲渡人が転居した際に法務局に対して登記簿の住所変更手続きをしなかったことと、申請書へ旧住所を記載したためでした。この結果、法務局では農業委員会が発行した許可証の譲渡人の住所と現住所が相違しているため、所有権移転登記を受理しなかったという経過でございます。

今回、本件の許可の取消しを申請し、改めて本冊3ページの番号10番で住所を修正して再申請をしております。なお、本冊に記載の住所は、修正後の現住所でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか？経過、ご理解いただいております。

【質疑なし】

議長 それでは、意見がないので採決に入ります。議案第255号について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手をお願い申し上げます。

【全員挙手】

議長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第255号は許可を取り消すことに決定いたしました。

続きまして、議案第256号を議題といたします。事務局より議

案の説明をお願いします。

笠井主幹 議案第256号 農地法第3条の規定による許可申請についてご
兼事務局長補佐 説明申し上げます。本冊の3ページをご覧ください。番号1番から7ページの17番までの17件でございます。内容につきましては、17件すべてが所有権移転案件でございます。農家創設の案件は4番の1件です。

なお、6ページの番号14番、こちらは先月3月の総会の中間管理事業で農家創設をしております。そのため、経営面積は今後、3月総会時の取得分が経営面積に反映してきますので、現時点では6.87㎡となっております。

その他に、10アール未満の案件は3番、8番、9番、13番の4件です。

なお、その他の内容につきましては議案の記載のとおりとなっておりますが、農地法第3条第2項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から7番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番は、有償による所有権移転でありまして、受人は桃を作りたいという希望があり、許可要件を満たすと判断いたしました。

2番ですが、無償による所有権移転、贈与でありますけれども、現在、受人が貸借関係において耕作をしている土地でありまして、それを無償で所有権移転をするという贈与案件でございます。リンゴの耕作をしております。

それから、3番ですが、有償による所有権移転、渡人の住所は神奈川県であります。土地所在の長沼地区から台風水害で転居をした先でございます。受人は、現在、住民票は西尾張部にありますが、津野に購入をした自宅宅地に隣接した農地でありまして、現在、自宅を建築中であり、本年度耕作が可能ということで、10アール未満ではありますけれども隣接地でありますので、有効活用が認められるということで、許可要件を満たしていると判断いたしました。

4番であります。こちらは農家創設案件でありまして、こち

らも購入した宅地に隣接、あるいは近接している農地でありまして、調査会において、ご出席をいただいてヒアリングを行いました。が、耕作が見込めるということで、許可要件を満たすと判断いたしました。

次のページ、5番になりますけれども、有償による所有権移転であります。現在、自己所有農地の隣接農地の取得でありまして、リンゴを作りたいというもので、許可要件を満たすと判断いたしました。

6番、こちらも受人所有農地の隣接地の取得でありまして、水稻及び野菜を作りたいということです。許可要件を満たすと判断いたしました。

7番、こちらも受人所有農地の隣接地の取得でありまして、こちら、受人は新規就農をしたということですが、同居する母親とともに農作業に従事するということで、許可要件を満たすと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から8番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。8番につきましては、有償の10アール未満の所有権移転事案になります。受人は埼玉県からの移住者で、購入した家に隣接している農地で家庭菜園を行うということで購入するもので、許可要件を満たしている事案になります。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から9番及び10番をお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。9番ですけれども、姉弟間の贈与であります。渡人は市外に住んでいるということ、それから既に現在、受人が耕作をしているということから、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。

10番は、先ほどの取消し案件です。その再申請ですので、調査会では許可相当というふうに考えました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から11番から13番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。11番につきましては、有償の所有権移転であります。渡人は、高齢等の関係により農業への従事が困難となってきたということで、隣接地で耕作を行っている受人へ所有権移転するものであります。作付け作物は水稻です。

続きまして、12番ですけれども、贈与による所有権移転です。渡人と受人は親子の関係にあります。受人は10年ほど前から渡人の父と一緒に農業に従事しており、今回贈与を受けることとなりました。作付け作物はリンゴ、アスパラガスとのことで。

続きまして、13 番ですけれども、有償の所有権移転によるもので、10 アール未満の案件です。受人は元々県外出身でしたけれども、新州新町へ移住しており、自宅の近隣にある農地を、受人は夫婦で農作業を行うために所有権移転するものであります。作付け作物はジャガイモとのことであります。いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から 14 番から 17 番をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。まず 14 番ですが、譲受人は先ほど事務局からの説明のとおり、中間管理事業での貸借によって、3 月に農家創設をされた方です。譲渡人の方は、譲受人の里親研修先ということで、今回初めて農地を所有することになりました。無償ということですから、以前、譲渡人が無償で受けた農地を今回譲り受けたということです。ということで、着実にご自身の基盤作りを進めておいでになるという状況です。

15 番につきましては、譲渡人は現在、県外に居住されていて、実家の農地を順次、整理されている状況の方です。それで、譲受人については、現在もその農地については譲受人の方で耕作をされていて、譲受人も就農されて 10 年が経過ということで、着実に耕作を行っているという状況です。

16 番につきましては、譲渡人、譲受人のそれぞれ先代の方が農地の交換をされたということです。ただ、交換された後、所有権移転等がなされず、そのままの名義になっていたものを、今回正式に手続きを進められたというものであります。

17 番につきましては、譲渡人、譲受人は親戚同士ということで、譲渡人の農地が高速道路として提供され、残地部分がわずかに残っていたということです。それについて、隣接する譲受人の方が所有をされるということでの手続きとなります。いずれも許可相当と判断をしております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言がある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。ご質問ありますか？はい、善財地区調査会長どうぞ。

善財地区調査会長 16 番につきましては、先代のときに交換を行ってあったものが登記されてなかったとの説明でしたが、対象地といいますか、渡人、受人が逆になる案件の土地の状況が、もし分かれば教えていただければと思います。

議 長 事務局で分かりますか。近藤地区調査会長は分かりますか。詳細は分かりません。

松橋事務局長補佐 事務局でも経過の方は分かりません。申し訳ございません。

議 長 善財地区調査会長。
 善財地区調査会長 結構です。
 議 長 では、質問者の方から、これについては回答不要ということで確認いたしました。それ以外のご質問ありますか。それでは質問の受付を締め切ります。

採決に入ります。議案第 256 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 256 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 257 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 議案第 257 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、
 兼 事 務 局 長 補 佐 ご説明申し上げます。本冊の 9 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。

1 番は、営農型太陽光発電施設を設置するもので、許可日から 3 年間の一時転用案件です。備考欄をご覧ください。機構意見とありますが、この案件については、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であるため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえて、長野県で許可不許可の判断を行うものとなります。

2 番は、貸駐車場を設置する転用案件です。

3 番は、農家住宅を建築する転用案件です。備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和 7 年 3 月 12 日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。本件は、5 条議案の番号 2 番と関連しております。

なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達しておりました農地法第 4 条の 3 件のうち、2 件は許可済みとなっております。残りの 1 件も、機構で許可見込みの意見をいただいておりますので、許可見込みでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、西部地区調査会長から 1 番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。1 番につきまして、事務局の説明のとおり、本件は営農型太陽光発電施設設置の一時転用事案にな

ります。令和元年5月から本件事業を行っており、2回目の更新にあたります。営農型太陽光発電施設のパネルの下で、わらびの栽培を行っており、その収穫量もNP0法人●●の指導の下、順調に推移していることから、許可要件を満たしております。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から2番及び3番、お願いいたします。

北村地区調査会長 2番は、駐車場設置案件ではありますが、順を追って説明いたします。この当該農地は現在、この申請者の夫が経営する会社の敷地に囲まれております。雑種地でいろいろな資材が置かれていて、それに囲まれておりますが、まあ、身内のことでありますので、自由に出入りをする事ができていました。ところが、この夫の会社が、この敷地を運送業者に駐車場として貸し出すことになりまして、そうすると、この農地は完全な囲い地に変わるといことで、利用が実質できなくなるということがあります。そのため、この夫の周りの敷地同様、同じ駐車場として同じ運送業者に賃貸したいというのが、この2番であります。現地を確認し、事業計画書も見ましたが、既に周辺には農地がありませんので、許可しても良いと判断いたしました。

それから3番は、先ほどご説明がありましたように、農地に農家住宅を建築するという案件になります。申請者は現在、借家住まいであり、農業を行っているのですが、農機具や農業資材の保管場所に苦労しています。今後、近々には娘夫婦と共同で本格的に農業を行いたいということで、自分の農地に共有で住宅を建築したいという案件です。この共有については、事務局にもいろいろ教えてもらったのですが、まず、4条でこの申請者が転用の手続きをするのに合わせて、5条でこの共有者、娘夫婦の夫の方に権利移転する手続きを組み合わせる必要があるということです。そのため、4条、5条を組み合わせる進めてくださいという指導を受けています。後ほど5条でも関連案件が出ます。

現地も見ましたし、住所を確認しましたが、周辺の営農に支障はないため、許可相当ということで判断いたしました。以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明及び地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか？北澤委員どうぞ。

北 澤 委 員 太陽光の案件についてなんですけれども、1番のわらびですね。わらびは太陽光発電の下で作っているもので、3年ごとに、たぶん県の審査が入ると思います。その収量って、分かりますかね？別に今でなくても結構です。

議 長 では、事務局、回答をお願いします。

酒 井 係 長 事務局の酒井と申します。ご説明申し上げます。昨年度の本件、転用事業者の収穫量は●●キロの報告を受けております。地域の平均収穫量としては、先ほど説明のありました、●●の収穫量を参考にしますが、●●の収穫量は●●キロとなっております。割合としますと、●●%の収量を確保しているということで、地域の平均単収の8割を超えていることから、更新の許可要件については問題ないと判断しております。以上です。

北 澤 委 員 ありがとうございます。多分、長沼地区にも同じ太陽光があるんですけど、それが多いか少ないか、私には判断できないんですけども、参考にさせていただきます。ありがとうございました。以上です。

議 長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは、意見を締め切ります。そして、採決に入ります。議案第257号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第257号は許可相当と決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第258号を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 議案第258号 農地法第5条の規定による許可申請について、
兼 事務局 長 補 佐 ご説明申し上げます。本冊の11ページをご覧ください。番号1番から、次ページの6番までの6件でございます。11ページにお戻りください。1番は、重機・資材置場として利用する一時転用案件で、許可日から令和7年8月31日までとしております。

2番は、農家住宅を建築する転用案件で、備考欄に「農振除外日」と記載がありますとおり、令和7年3月12日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。先ほどの4条議案の番号3番と関連した転用案件でございます。

3番も農家住宅を建築する転用案件です。

12ページをご覧ください。4番は、グループホームを建築する転用案件です。

5番は、駐車場を設置する転用案件です。

6番は、分家住宅を建築する転用案件です。また、4番と6番は備考欄に「開発許可」と記載があります。市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発許可を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきましては、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載があるものは、開発許可の申請を市の建

築指導課が受け付けており、開発許可の見込みがあるものでございます。

なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断しました。

また、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に達しておりました農地法第5条の6件の案件のうち、5件は許可済みとなっております。残りの1件も、機構で許可見込みとの意見をいただいておりますので、許可見込みでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局からの説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会長から、1番から4番をお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村ですが、ご説明いたします。まず1番ですけれども、長野市維持課の発注による道路舗装工事のための重機・資材置場としての一時転用案件であります。現地を確認しましたが、周辺の営農には支障がないということを確認いたしましたし、利用後は、きちっと現状復帰するということの確認が取れましたので、調査会で許可相当ということで判断をいたしました。

2番は、先ほど4条議案で共有名義の案件がありました、その関連案件であります。現地と理由書を確認いたしました、周辺の営農に支障はないため、許可相当ということで判断をしております。

3番も農家住宅の案件です。申請者は、義理の息子になるんですけれども、既に義理の母から農地を借りて手続きを終えており、農家創設を行っておりますけれども、今回は、母親と一緒に、積極的に農業を行うということでありまして、実家の近くに農家住宅を建てたいというものであります。やはり現場と理由書を確認しましたが、周辺の営農に支障はないため、許可相当ということで判断をいたしました。

それから4番は、先ほど説明がありましたように、グループホームの建築案件です。申請者は、長野市の稲田二丁目に事業所を多く構えるNPO法人でありますけれども、建築にあたっては、長野市の高齢者活躍支援課が設定している補助金、地域密着型サービス等整備助成事業というのがあるんですけれども、この補助金を受けるといって予定しておりますので、このグループホームの事業の履行については担保されているということで判断をいたしました。また、現場を確認しましたが、営農には支障がないということでありまして、調査会では許可相当ということ

で判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、5番、6番をお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。5番につきましては、所有権移転によるもので、篠ノ井横田において、駐車場を設置する転用申請です。受人である宗教法人●●は、境内に来られる来訪者の駐車場が少なく、これまで近隣の公民館駐車場を借用するとか、200メートル離れた墓地の駐車場に止めて歩いてきていただくというようなことで、来訪者には近隣の住民に迷惑がかかるため、隣接地である本申請地を駐車場へ転用するものになります。

続きまして、6番ですけれども、使用貸借権によるもので、篠ノ井小松原において、分家住宅を建築する転用申請です。受人は、青木島町大塚のアパートに居住しております。子どもの成長に伴って、居住スペースが手狭になってきたということで、住宅建築を計画されました。渡人は、受人夫婦の奥さんの祖父であります。施設のすぐ南に祖父の家があり、実家があり、親族が助け合って生活する環境の場所に住宅を建築したいため、宅地として申請をしたものでございます。こちらは市街化調整区域ということになります。

南部地区調査会で審議した結果、2件とも、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないということを認めまして、許可相当とするものであります。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか？

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないということで、採決に入ります。議案第258号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第258号につきましては、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第259号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第259号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく「農用地利用集積等促進計画」の要請について、ご説明申し上げます。本冊の15ページをご覧ください。本件は、長野県農業開発公社でマッチングが完了した所有権移転の案件です。

本来であれば、公社から農業委員会に対して、意見聴取を行う

流れですが、所有権移転のため、譲渡人から県公社、県公社から譲受人への所有権移転の登記の処理が2回発生します。この手続きを速やかに進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農業委員会からの要請という形を取ることで、事務の短縮を図ります。また、委員の皆様には地区調査会までにご確認いただきます内容は、農地法第3条の許可要件と同じ内容でございます。

続きまして、議案の説明を行います。番号1番の1件です。農地は松代町大室に所在する5筆で、面積は1,863㎡です。譲渡人は●●さん、譲受人は松代町牧島にお住まいの●●さん78歳が、野菜を作る予定でございます。

なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、要請に必要な該当状況のうち、すべての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められる場合、そしてもう一つ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められる場合について確認したところ、当該状況を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本日、長野県農業開発公社の担当者様に来ていただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

議 長
農地中間管理機構
町 田 参 事

長野県農地中間管理機構 参事です。どうぞ。

町田春夫でございます。本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。

長野市で新たな促進計画に基づく手続きは、これが初めてということで、お時間を頂戴いたしました。本当にありがとうございます。ご説明いただいたとおりの内容でございまして、公社が一度買って、さらにまた売り渡すということで、登記が2回入るということもございまして、ちょっと最終的にお渡しできるまでの期間が、数ヶ月以上かかるということで、大変ご面倒をおかけするところでございますけれども、総会にかけるのを1回で済ませていただくということになりますので、我々としても一生懸命やってみりたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

また、農業委員さん、それから最適化推進委員の皆さんには、総会あるいは地区調査会にかける前に、我々の方で必ず説明に伺わせていただくということで取組を進めておりますので、またその際は、それぞれご連絡を差し上げますので、対応いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今の案件につきまして、東部地区調査会長から、この案件についての補足説明並びに検討結果に基づいた意見の

報告をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。公社からの譲受人につきましては、大室地区、寺尾地区で広く耕作を行っている方です。また、娘さんは認定農業者として、やはり一緒に広く耕作を行っているご一家ということになります。ということで、今後も有効な農地としての活用が期待できるということで、調査会では問題なしと判断をしたものでございます。以上です。

議 長 これよりこの案件について質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見なしということで、採決に入ります。議案第 259 号を原案のとおり要請することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 259 号は原案のとおり要請することに決定いたしました。

続きまして、議案第 260 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 260 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。本冊の 17 ページをご覧ください。

相続した農地が高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくても、その税金を支払うために売却をせざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部又は一部が納税猶予される制度です。この制度を利用して税務署へ申告するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、相続人は、引き続き農業経営を行う者と認められる方であることです。

本件は、番号 1 番と 2 番の 2 件でございます。番号 1 番は、相続人は長野市西和田二丁目●●、●●氏。特例適用農地等面積は 3,621 m²で、その他の内容は記載のとおりです。

番号 2 番は、相続人は長野市松代町松代●●、●●氏。特例適用農地等面積は 2,315.50 m²のうち 2,306.50 m²で、その他の内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、西部地区調査会長から、1 番についてお願いいたします。

- 和田地区調査会長 1 番につきまして、西部地区調査会の和田です。1 番につきまして、本件農地は市街化区域内の農地でありまして、相続人は被相続人と同居し、農業も一緒に行っておりました。今後も本件農地で、水稻、ネギ、野菜の苗の栽培を行っていくということであり、年齢も 65 歳と、猶予期間の 20 年間、農業に従事できると調査会では判断し、適格者と判断しました。以上です。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長から、2 番についてお願いします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。こちらにつきましては、現在、農地は適切に耕作、管理がされているということでございます。合計面積のうち、除かれた部分があるんですけれども、こちらについては敷地内に倉庫が存在するということで、その部分は除いた面積を対象にしているというものでございます。ということで、調査会では問題なしと判断をしたものでございます。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいでしょうか。
- 【質疑なし】
- 議 長 質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第 260 号に賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 260 号は、原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第 261 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 261 号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の 19 ページをご覧ください。番号 1 番から 24 番までの 24 件でございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林、原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は、送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。
- 一番下をご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が 2 筆で面積が 749 m²、原野が 22 筆で面積が 7,100 m²、合計で 24 筆、7,849 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより、質疑に入ります。本案件について、発言のある方の挙手を求めます。
- 【質疑なし】
- 議 長 質疑がございませんので、採決に入ります。議案第 261 号について、議案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 261 号は、原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、報告第 81 号、第 82 号、第 83 号、そして第 84 号を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。
- 笠井主幹
兼事務局長補佐 報告第 81 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の 21 ページをご覧ください。番号 90 番から、23 ページの 98 番までの 9 件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。
- 続きまして、報告第 82 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の 25 ページをご覧ください。番号 192 番から、27 ページの 203 番までの 12 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。
- 続きまして、報告第 83 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。本冊の 29 ページをご覧ください。番号 1 番と 2 番の 2 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は、4 条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。
- 続きまして、報告第 84 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて、ご報告申し上げます。本冊の 31 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。本件は、令和 7 年 2 月 28 日開催の第 25 回総会で許可相当と議決され、許可申請書を県へ進達後、県の許可決定前に、申請者において事業計画の見直しが必要となり、申請者から取下願が提出されたものです。
- 以上、報告案件の 4 件について、内容につきましては記載のと

おりでございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 81 号、82 号、83 号、そして 84 号についての説明がありましたが、発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか？特に発言がありませんか？

【質疑なし】

議 長 それでは報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、農地法関連の議題については一通り終わりました、その他農業委員会業務に関わる事項について、審議に移ります。

議案第 262 号 令和 6 年度農業委員会事業報告について、議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

笠 井 主 幹 議案第 262 号 令和 6 年度農業委員会事業報告につきまして、
兼 事 務 局 長 補 佐 ご説明申し上げます。本日配布の資料の 1 をご覧ください。

本件につきましては、各地区調査会におきまして説明しておりますので、説明は省略させていただきます。なお、修正が 2 か所ございました。1 点目は、5 ページ目をお開きください。14 番の広報活動の (1) 農業委員会だよりの 4 行目ですが、「また、第 31 回農業委員会だより全国コンクールで、全国農業新聞賞を受賞しました。」と、この文言を追加してございます。

2 点目は、9 ページ目をお開きいただきたいと思います。9 ページ目の 3 の農家相談会の開催ですが、北部地区調査会をご覧くださいと思います。若槻公民館と柳原総合市民センターの会場が間違っておりましたので、記載のとおり修正をさせていただきます。間違えてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から令和 6 年度農業委員会事業報告についての報告、提案をいただきました。この内容につきましては、それぞれ各地区調査会でご議論いただいておりますけれども、改めて、農業委員の皆さん方からご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか？よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 総じて言えば、1 年間よく頑張っていたいて、それぞれの目標に到達したものもあるし、もう一步というのもありますけれども、一番大きな地域計画をまず作り上げたということはあるがとうございます。それでは、この内容につきまして、確認を行います。議案第 262 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 262 号 令和 6 年度農業委員会事業報告につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 263 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。着座にて、失礼をさせていただきます。資料 2 をご覧ください。農地利用の最適化活動につきましては、農業委員会は毎年度目標設定をして、公表することとされております。この度、令和 7 年度の目標設定を行う運びとなりまして、総会でご決定をいただきたいものになります。

こちらにつきましては、先の地区調査会で、各地区でご説明をいたしまして、その結果、訂正等のご意見はございませんでした。事務局からも追っての訂正はございませんので、この場にてご審議の上、ご決定をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 263 号 令和 7 年度最適化活動の目標設定等について、調査会で説明を受け、皆さんの中でご議論いただいたかと思えます。この内容につきまして、改めて農業委員の皆さん方からご意見があればお伺いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか？

【質疑なし】

議 長 この内容で令和 7 年度頑張れよ、ということでよろしいですかね？それでは、組織確認をいたします。議案第 263 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 263 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 264 号 農地利用最適化施策に関する意見書の作成について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。着座にて説明をさせていただきます。お手元の資料 3、議案第 264 号 農地利用最適化施策に関する意見書の作成についてをご覧ください。

4 月 24 日、25 日開催の地区調査会におきまして、農地利用最適化施策に関する意見書の作成方法やスケジュール等についてご説明申し上げ、委員の皆様からご意見を伺ったところ、修正等のご意見はございませんでしたので、原案のとおりご決定いた

- きたいと存じます。説明は以上です。
- 議 長 ただ今、議案第 264 号 農地利用最適化施策に関する意見書の作成について、事務局から説明いただきました。この議案につきましても、各調査会でご議論いただき、令和 7 年度の道筋をご確認いただきたいところでございます。改めて、農業委員の皆さん方からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。この内容で今年度を進めていくということで、よろしいですかね？特にご質問ございませんね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、組織確認いたします。議案第 264 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 264 号 農地利用最適化施策に関する意見書の作成につきましては、原案のとおり決定いたしました。
- 江 守 主 査 続きまして、議案第 265 号 令和 7 年度管外視察研修について、議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
- 事務局の江守です。着座にて説明いたします。お手元の資料 4 をご覧ください。
- 議案第 265 号について、こちらは今月の地区調査会で説明させていただき、その際、特段の意見は出ませんでしたので、調査会での説明どおりということで、今回、総会でご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、議案第 265 号 管外視察研修についてを、事務局からご説明いただきました。この案件につきましても、各地区調査会でご説明申し上げ、ご議論をいただいた内容でございます。意見は出尽くしていると思いますが、改めて、委員の皆様からご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。
- 【質疑なし】
- 議 長 よろしいですか？今期 19 期目の最後の管外視察研修になりますけれどもよろしいですかね。それでは、確認いたします。議案第 265 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 265 号 令和 7 年度管外視察研修につきましては、原案のとおり決定いたしました。
- 本日、予定をいたしておりました提案議案、すべての審議を終了いたしましたけれども、委員の皆さんから議案に相当する案件等々をお持ちでしたら、ご発言を承りますが、いかがでしょうか。

【意見なし】

議 長 大変、慎重審議にもかかわらず、早期かつ効率よく審議を進めていただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、私の進行役を終了とさせていただきます。曾根代理に進行をお願いします。

曾 根 会 長 代 理 青木会長、ご苦労さまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。

次に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通しまして、皆様からご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。なければ、最後に事務局から、今後の日程の説明も含めてお願いいたします。

西村事務局長補佐 私から事務連絡を2点ほど申し上げます。まず1点目です。今後の日程について、お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、第28回総会は、5月30日金曜日の午後2時30分から、第2庁舎10階の会議室203で行います。通常より開始時間を1時間遅らせての開催となりますので、ご注意ください。

続きまして、次第の裏面をご覧ください。2の5月の地区調査会及び農家相談会の日程について記載してございますので、よろしくお願いいたします。

3の今後の会議等の日程につきまして、6月開催の役員会、総会等の日程を追加してございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、連絡事項の2点目を申し上げます。この後、午後3時30分から、この会場におきまして、第1回農業委員会合同研修会を開催いたします。総会終了後、会場の準備をいたしますので、恐れ入りますが、委員の皆様、一旦ご退出をお願いいたします。準備が整い次第、お声掛けをさせていただきますが、合同研修会開始の5分前にはご着席をお願いいたします。連絡事項は以上でございます。

曾 根 会 長 代 理 ありがとうございます。以上で、第27回の総会を終了とさせていただきます。長時間にわたりましてご苦労様でした。ありがとうございました。